

さいたま市立中尾小学校PTA会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は任意加入の非営利団体であり、さいたま市立中尾小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

(目 的)

第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して家庭・学校・社会における児童の健全な成長に寄与することを目的とする。

(方 針)

第 3 条 この会は次の基本方針のもとに活動する。

- (1) 宗教や政党に偏ることなく、また、営利を目的とする活動はしない。
- (2) 会員はこの会の名を本来の目的以外の活動に利用してはならない。
- (3) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

(活 動)

第 4 条 この会はこの会の目的と方針に従って次の活動をする。

- (1) 学校の諸行事に対する協力。
- (2) 教育環境・教育施設・設備の充実、~~一~~整備の協力。
- (3) 児童の校外生活の育成と指導。
- (4) 他の団体及び機関との連絡・協力。
- (5) 児童・会員の慶弔。
- (6) その他この会の目的達成に必要な事項。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 この会の会員は次の通りとする。

- (1) この会の主旨に賛同する、本校児童の保護者ならびに本校に勤務する教職員とする。
- (2) 会員はすべて平等の権利と義務を持つ。
- (3) 会員は会費を納めるものとする。

(入退会)

第 6 条 この会への入会希望の有無については新入学年度当初に配付される申込書により申し出ることができる。

2 前項以外の機会に入退会を希望する場合は別に定める様式により申し出ることができる。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 7 条 この会に次の役員をおく。

(1) 会長、 1 名 副会長、 若干名
会計、 若干名 書記、 若干名 事務局、 若干名
幹事 若干名

(2) 副会長のうち 1 名は教職員をもって充てる。

(顧 問)

第 8 条 この会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は総会において承認を得て P T A 会長が委嘱する。

3 顧問は会長の依頼がある会議に出席できる。また重要な諮問に応じる。

4 顧問の任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。

(役員を選出)

第 9 条 役員は公募等により候補者を選出し、総会において決定する。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は必要に応じて候補者を会員内から選出し、役員会において決定する。その任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第 11 条 役員任務は次の通りとする。

(1) 会長はこの会を代表して会務を司る。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(3) 会計は総会で決定された予算及び事業計画に基づいた会計事務を処理する。

(4) 書記は総会・全体委員会・運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。また必要に応じて全会員への会務の報告を行う。

(5) 事務局はこの会が実施する事業の運営に必要な業務に当たる。

(6) 幹事はこの会の運営に必要な業務に当たる。

第 4 章 委 員

(委 員)

第 12 条 この会に委員をおく。

(委員の選出)

第 13 条 委員は公募等により候補者を選出し、総会において決定する。

2 選出された委員は各専門委員会に属する。

3 各専門委員会の委員長に欠員が生じた場合に副委員長が委員長に就任する。

(委員の任期)

第 14 条 委員の任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。

(委員の任務)

第 15 条 委員はこの会の委員会に所属し、会務の運営に当たる。

第 5 章 監 事

(監 事)

第 16 条 この会に監事 3 名をおく。

(監事の選出)

第 17 条 監事は指名を行い総会において決定する。

2 監事は役員が兼任しない。

(監事の任期)

第 18 条 監事の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

2 監事に欠員が生じた場合は候補者を会員内から選出して補選し、その任期は前任者の残任期間とする。

(監事の任務)

第 19 条 監事は P T A 運営費・学校教育振興費の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 6 章 運 営

(各種委員会)

第 20 条 この会を運営するために専門委員会を設ける。

- 2 必要に応じて役員会の議決により特別委員会を設けることができる。
- 3 特別委員会委員は公募により候補者が選出され、総会において決定する。

(各種委員会の分掌)

第 21 条 各種委員会の分掌は次の通りとする。

(1) 専門委員会

- | | |
|---------|--|
| 学年委員会 | ・各学年内に関する事項
・ベルマーク、テトラパック、インクカートリッジ回収の統括
・PTA 諸行事の運営協力 |
| 学習文化委員会 | ・会員の研修・親睦を図る事項
・各種講習会、人権セミナー
・PTA 諸行事の運営協力 |
| 教育環境委員会 | ・児童の校外補導に関する事項
・児童の交通安全に関する事項
・PTA 諸行事の運営協力 |
| 保健体育委員会 | ・会員、児童の保健及び栄養に関する事項
・学校給食及び学校保健に関する事項
・会員の体育・レクリエーションに関する事項
・PTA 諸行事の運営協力 |
| 広報委員会 | ・機関紙の発行とその他の広報活動
・PTA 諸行事の運営協力 |
| 役員選考委員会 | ・役員選出に関する事項
・PTA 諸行事の運営協力 |

(2) 特別委員会 全体的事業の遂行に関する事業

第 7 章 会 議

(会 議)

第 22 条 この会の会議は次の通りとする。

総会・役員会・専門委員会・特別委員会

(招 集)

第 23 条 会議は会長が招集する。

2 各種委員会は会長の承認を得て委員長が招集することができる。

(総会)

第 24 条 総会はこの会の最高の議決機関で、定期総会と臨時総会に分けられる。

2 定期総会は毎年 1 回年度の初めに開き、決算・予算・事業計画・会則の改廃等を審議決定し、諸報告を承認する。

3 臨時総会は役員会が必要と認めた時、または会員の 3 分の 1 以上から要請があった時に、会長が招集する。

4 総会は委任状を含め会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。

5 総会の議長は議場において互選により選出する。ただし web 等による議場に参集しない形式での開催となる場合はその限りではない。

6 総会の議決は出席者の過半数の承認をもって成立する。

7 総会の運営は役員が担当し、進行する。

(役員会)

第 25 条 役員会は役員および専門委員会正副委員長によって構成し、会長が随時招集する。

2 議決を必要とする時は、構成員の 3 分の 1 以上の出席をもって会議が成立したうえで、出席者の過半数の承認をもって成立する。

3 役員会の議長は会長とする。

(専門委員会)

第 26 条 専門委員会は随時開催し、委員会の事業計画ならびに運営について協議する。

(特別委員会)

第 27 条 特別委員会は随時開催し、委員会の事業計画ならびに運営について協議する。

2 委員長の選出は委員の互選による。

3 特別委員会はその目的が遂行された時解散する。

(学校長)

第 28 条 学校長は会議に出席して意見を述べることができる。

第 8 章 会 計

(会 計)

第 29 条 この会の会計は以下のとおり定める。

- (1) この会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。
- (2) この会の会費は運営費と学校教育振興費にする。
- (3) この会の運営費は1家庭あたり月額250円とする。また、学校教育振興費は1家庭あたり月額100円とする。月半ばで入会した場合は翌月分から会費が発生し、月半ばで退会した場合は当月分の会費の返金はしない。
- (4) この会の会計は総会において決定された予算に基づいて行われる。
- (5) この会の決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
- (6) この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。
- (7) 会計書類及び帳票の保管は6年とする。

第 9 章 その他

(個人情報の取扱について)

第 30 条 P T Aにおける個人情報の取扱については、別紙の「さいたま市立中尾小学校 P T A 個人情報取扱規則」に基づき、法令を遵守する。

(帳簿閲覧)

第 31 条 会員はこの会の関係書類の閲覧を希望する場合、別に定める様式によりいつでも申し入れることができる。

(改 正)

第 32 条 この会の会則は総会において、出席者の3分の2以上(委任状を含む)の賛成がなければ改正することができない。

付 則

- この会則は昭和55年11月23日から施行する。
- この会則は平成5年5月19日から改正施行する。
- この会則は平成9年4月1日から改正施行する。
- この会則は平成13年3月8日から改正施行する。
- この会則は平成21年5月8日から改正施行する。
- この会則は平成22年3月4日から改正施行する。
- この会則は平成24年3月1日から改正施行する。
- この会則は平成30年5月11日から改正施行する。
- この会則は令和4年5月19日から改正施行する。
- この会則は令和6年5月14日から改正施行する。

【慶弔規定】

第 1 条

本校児童及びこの会の会員に対する見舞いならびに慶弔は次の通りとする。なお、この規定によって受けた見舞いならびに慶弔に対して会員は、いっさい返礼をしないものとする。

- (1) 本校児童が傷病ならびに災害にあつて2週間以上入院した場合
・・・・・・・・10,000 円
- (2) 本校児童及び会員が死亡の場合
・・・・・・・・10,000 円
- (3) 教職員の転退職の場合本校在職1年につき1,000円として、10,000円を限度とする。
- (4) その他会長が必要と認め、役員会に報告した場合。

第 2 条

感謝状の贈呈について次の通りとする。

- (1) 役員または委員を連続または断続2年以上の経験者(監事を含む)
- (2) 学校長

付 則

本規定は平成24年 3月 1日改正実施する。

本規定は平成30年 5月11日から改正実施する。

本規定は令和 6年 5月14日から改正実施する。

【旅費規定】

第 1 条

会員が会務のため出張する場合は旅費を支給する。旅費は下記の通り定める。

(1) バス・鉄道を使用した場合は実費を支給する。

(2) 自家用車を使用した場合、本校より 2km 以上 7km 未満圏内の時往復 500 円、7km 以上の時 800 円を燃料代として支給する。

付 則

本規定は平成 24 年 3 月 1 日改正実施する。

【青少年育成さいたま市民会議出向規定】

第 1 条

この会に次の出向役員をおく。

- (1) 青少年育成さいたま市民会議尾間木地区会 本部執行役員 若干名
- (2) 役員を選出は総会において承認を得る。
- (3) 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- (4) 役員に欠員が生じた場合は必要に応じて候補者を会員内から選出し、役員会において決定する。その任期は前任者の残任期間とする。
- (5) 役員は出向先の会の運営に必要な業務に当たり、この会に報告をする。

付 則

本規定は平成30年5月11日改正実施する。

本規定は令和6年5月14日から改正実施する。